

## 第8 その他

### 1 生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成27年度)

区分	合計	広島	広島西	呉	芸北	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
		取扱件数 (原因者数)	合計 (構成比%)	1,364 100.0	404 29.6	110 8.1	32 2.3	5 0.4	274 20.1	212 15.5
取扱件数内訳	大気汚染	344	41	68	2	0	46	47	140	0
	水質汚濁	282	113	5	2	0	69	25	66	2
	騒音	293	154	19	16	4	18	17	64	1
	振動	21	12	2	3	0	0	2	2	0
	悪臭	149	51	16	8	1	15	15	42	1
	土壌汚染	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	274	33	0	0	0	126	106	4	5

資料：県環境保全課

(注) 広域行政圏において市町が取り扱った件数

### 2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成27年度)

発生源	種類別	合計	会社・事業所																	分類不能の産業	個人	その他	不明		
			農	林	漁	鉱	建設	製造	水道	電気・ガス・熱供給・	情報通信	運輸	卸売・小売	金融・保険	不動産	飲食店、宿泊	医療、福祉	教育、学習支援	複合サービス事業					サービス業(他に分類されない)	も(他に分類されない)
(原因者数)	合計	1,403	17	0	8	3	155	164	5	0	21	25	1	1	45	7	3	5	75	4	85	321	157	301	
	(構成比%)	100.0	1.2	0.0	0.6	0.2	11.0	11.7	0.4	0.0	1.5	1.8	0.1	0.1	3.2	0.5	0.2	0.4	5.3	0.3	6.1	22.9	11.2	21.5	
取扱件数内訳	大気汚染	356	2	0	1	3	42	41	1	0	6	2	0	0	1	1	1	0	10	0	24	161	16	44	
	水質汚濁	290	7	0	1	0	14	30	1	0	10	4	0	0	9	0	0	2	13	1	19	32	50	97	
	騒音	295	0	0	1	0	73	52	2	0	3	15	1	0	20	4	1	3	35	1	24	13	29	18	
	振動	21	0	0	0	0	12	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	
	悪臭	151	7	0	5	0	4	35	1	0	0	3	0	0	13	1	0	0	10	0	14	33	3	22	
	土壌汚染	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	288	1	0	0	0	8	4	0	0	2	0	0	1	2	1	1	0	7	2	4	82	54	119	

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数

### 3 公害苦情事案の処理状況

区 分	24年度			25年度			26年度			27年度			
	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	
取 扱 件 数	1,650	1,594	96.6	1,428	1,383	96.8	1,425	1,386	97.3	1,403	1,362	97.1	
公 害 の 種 類	大気汚染	441	434	98.4	375	369	98.4	352	350	99.4	356	352	98.9
	水質汚濁	290	281	96.9	242	236	97.5	252	248	98.4	290	286	98.6
	騒音	325	310	95.4	268	255	95.1	286	271	94.8	295	284	96.3
	振動	18	18	100.0	20	19	95.0	19	17	89.5	21	21	100.0
	悪臭	180	161	89.4	145	130	89.7	167	153	91.6	151	132	87.4
	土壌汚染	2	2	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0	2	2	100.0
	地盤沈下	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	その他	394	388	98.5	375	371	98.9	346	344	99.4	288	285	99.0

資料：県環境保全課

### 4 環境保全協定締結状況

(平成28年3月31日現在)

当 事 者		締 結 年 月 日	
県 大竹市	日本製紙株式会社	昭和46年8月26日 " 50年9月23日 平成9年10月1日 平成15年4月1日  平成20年4月1日  平成24年10月1日  平成25年3月4日	日本紙業株式会社と協定締結 全部改訂 日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継 日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本株式会社に承継 日本大昭和板紙西日本株式会社及び三島製紙株式会社に承継 日本大昭和板紙株式会社から日本製紙株式会社に承継 全部改訂
	三菱レイヨン株式会社	昭和46年10月5日 " 50年9月2日	三菱レイヨン株式会社と協定締結 全部改訂
	株式会社ダイセル	昭和46年11月25日 " 50年9月23日	協定締結 全部改訂
	三井化学株式会社		
	三井・デュボンポリケミカル株式会社		
県 福山市	JFEスチール株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成15年4月1日	日本鋼管株式会社と協定締結 一部改訂 日本鋼管株式会社から承継
	瀬戸内共同火力株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成18年7月1日	福山共同火力株式会社と協定締結 一部改訂 福山共同火力株式会社から承継
	日本化薬株式会社	昭和51年9月14日 " 57年3月31日 平成27年1月21日	日本化薬株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂
県 呉市	日新製鋼株式会社	昭和47年12月13日 " 59年3月31日	日新製鋼株式会社と協定締結 全部改訂
	王子マテリア株式会社	昭和59年3月31日 平成元年4月1日 " 24年10月1日	東洋パルプ株式会社と協定締結 王子製紙株式会社と協定締結 王子製紙株式会社から承継
県 尾道市	横浜ゴム株式会社	昭和48年9月25日 平成9年11月6日 " 11年3月17日 " 20年6月3日 " 23年8月23日	横浜ゴム株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂
県 竹原市	電源開発株式会社	昭和49年1月22日 " 55年4月19日 平成26年11月27日	電源開発株式会社と協定締結 全部改訂 一部改訂
県 大崎上島町	中国電力株式会社	平成7年11月20日 " 15年6月23日	中国電力株式会社と協定締結 一部改訂
	大崎クールジェン株式会社	平成25年1月15日	大崎クールジェン株式会社と協定締結

資料：県環境保全課

## 5 環境影響評価の実施状況

(1) 「環境影響評価法」に基づき手続中の事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
福山共同発電所更新計画	福山市	火力発電所	23 万 kw	配慮書 H27. 9. 29

(2) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4. 7km	H12. 8. 31
福山道路	福山市	道路	15km	H13. 3. 29
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画	大崎上島町	火力発電所	16. 7 万 kw	H24. 12. 4
竹原火力発電所新 1 号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60 万 kw	H25. 12. 20

(3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき手続中の事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
海田バイオマス混焼発電所設置計画	海田町	火力発電所	11. 2 万 kw	方法書 H27. 9. 28

(4) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13. 4. 26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13. 9. 27
(仮称) 福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kℓ /日	H22. 4. 1
(仮称) 三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kℓ /日	H22. 12. 13
広島中央エコパーク整備事業	東広島市, 竹原市	焼却施設 し尿処理施設	300t/日 300kℓ/日	H27. 4. 20

(5) 「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく手続を終了した事業 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60. 2. 12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60. 4. 11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61. 1. 27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61. 3. 27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61. 3. 27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2, 500m	S61. 9. 4
福山石炭灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61. 11. 25
広島市矢野土地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61. 11. 25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62. 2. 26
広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62. 7. 20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62. 8. 24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63. 5. 12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲奴郡津和野町, 双三郡三良坂町	多目的ダム	354ha	H1. 3. 30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1. 8. 10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1. 8. 24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2. 2. 15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2. 3. 12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2. 7. 16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2. 11. 19
J & P36Hひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4. 1. 9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5. 5. 13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5. 8. 5
広島アースカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5. 9. 30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6. 8. 11
広島港出島沖地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	129ha	H6. 11. 4
大朝カントリー倶楽部建設事業	山県郡大朝町	ゴルフ場	165ha	H7. 2. 27
安浦地区ゴルフ場施設整備事業	豊田郡安浦町	ゴルフ場	19ha	H7. 3. 6
千代田流通団地造成事業	山県郡千代田町	流通業務団地	137ha	H7. 3. 27
久芳カントリー倶楽部建設事業	賀茂郡高宮町, 豊栄町, 河内町	ゴルフ場	167ha	H7. 4. 20
広島空港拡張整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	3, 000m	H8. 1. 8
恋文字ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	161ha	H8. 6. 6

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公 告総覧
広島市沼田町伴土地区画整理事業	広島市	工業団地等	80ha	H8.9.26
中国横断道尾道松江線(三次～高野)	三次市, 庄原市, 比婆郡口和町, 高野町	道路	36km	H8.11.5
上黒島最終処分場増設計画	安芸郡下蒲刈町	廃棄物処理施設	28ha	H9.3.27
駅家・加茂地区内陸団地造成事業	福山市	工業団地等	255ha	H10.9.17
地域高規格道路江府三次線建設事業	庄原市	道路	4.1km	H11.2.4
呉市ごみ処理施設整備事業	呉市	廃棄物処理施設	393t/日	H11.5.10

(注) 事業の実施場所は、手続時の市町村名を記載している。

資料：県環境保全課

## 6 広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況

(平成27年度)

事業の種類	河川の改修等			砂防・治山			農業・農村の整備			道路・街路の整備			用地・団地の造成			建築物の整備			合計																													
	環境配慮チェック表作成事業案件数 (大・中規模事業)									1			2			1			9			18																										
	事業案件数									1			2			1			9			18																										
	事業段階別件数									計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工																					
個別 配 慮 事 項 実 施 件 数	【循環】 環境への 負荷が少 ない循環 型社会広 島	大気環境、水 環境の保全	路線(場所)の選定について地域環境の保全、土地利用等と整合																								0	1	0	1	1	2	0	2	5	0	0	2	0	1	0	1	2	7	2	6	15	
			交通網の整備により交通量を分散化																								1	1	0				4	3	4	0	0	0	0	1	0	2	3	3	10	9	8	
			交通流を円滑化																																	0	0	0	1	0	0				1	0	0	
			出入口の複数化や駐車場の適正配置による交通渋滞の緩和																																	0	0	0	1	0	0				3	4	4	
			沿道、沿線環境に配慮した構造																														0	0	0	0	0	0							0	0	0	
			防音壁を設置																														0	0	0	0	0	0	1	1	0				1	1	0	
			環境施設帯を設置																														0	0	0	0	0	0	1	1	0				1	1	0	
			駐車場の周辺に緑地を設置し大気汚染や騒音の緩和																														0	0	0	0	0	0	1	1	0				3	4	2	
			低騒音舗装、透水性舗装、低騒音軌道等を採用																														0	0	0	0	0	0							0	0	0	
			建設機械、車両の稼働等に伴う周辺環境への影響の低減																								0	0	1	0	1	1	5	5	5	2	2	2	0	0	0	2	5	7	9	13	16	
			工事中の汚水、濁水の発生を低減																								0	0	1	0	1	1	4	4	4	2	2	2	0	0	0	0	0	0	6	8	10	
			地盤改良に当たり地下水汚染や土壌汚染の防止																														0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	4	
			工事の集中を避け平準化																								0	1	0	0	0	0	5	5	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6	7	9	
			自然海岸の変更等による海水の自浄能力の低下や水産資源への影響の回避																																										0	0	0	
			埋立による潮流の変化がもたらす水質悪化や異常堆砂・異常洗掘等の回避																																										0	0	0	
			工事中の濁りを低減																																										0	0	0	
			埋立柱による汚染防止																																										0	0	0	
			土砂採取により埋立柱を確保する場合の環境保全の配慮																																										0	0	0	
			水質の自浄作用に配慮した構造																								0	1	0	0	0	0													0	1	0	
			地域の気象環境、水環境に配慮した処理方式・構造																																										0	0	0	
	汚水の高度処理、公共下水道接続																																				1	1	0				1	1	0			
	放流先の水環境の配慮																																										0	0	0			
	造成中の粉じん対策																																				0	0	0				0	0	0			
	廃棄物を有効利用する方式																																										0	0	0			
	緑が持つ水循環機能に配慮																																										0	0	0			
	雨水や循環水の利用促進																																										0	0	0			
	透水性舗装など地下水の涵養																																										0	0	0			
	処理水の再利用																																										0	0	0			
	悪臭の発生防止																																										0	0	0			
	中水道の整備																																				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	雨水利用施設、雨水浸透施設の整備																																				1	1	0	1	1	0	2	2	0			
	【共生】 自然と人 がふれあ う拠 り のある 広島	省資源、省エ ネルギーの推 進	自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入 省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用 建築物の断熱化 雨水利用や中水利用設備の導入	建設廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理																								0	0	1	0	1	1	5	5	5	2	2	2	2	0	0	3	5	7	10	13	16
				再生骨材、再生砕石等の再生資源の利用																								0	1	0	0	1	0	5	5	5	2	2	2	2	0	0	2	5	6	9	14	14
				建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理																								0	1	1	0	0	1	5	5	5	2	2	2	1	1	0	1	4	6	9	13	15
				バイオスの整備、立体交差化等により交通渋滞の緩和																																										0	0	0
CO <sub>2</sub> の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため施設の緑化																								0	1	0	0	1	4	4	4	4	2	2	2	1	1	0	2	1	0	9	9	7				
【地球】 地球環境 保全に貢 献する広 島	省資源、省エ ネルギーの推 進	自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入 省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用 建築物の断熱化 雨水利用や中水利用設備の導入	熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など森林資源の保護																								0	1	0	0	1	0	5	5	5	2	2	2	0	0	0	0	0	4	7	9	11	
			工事車両や建設機械のアイドリングストップ等の励行																								0	0	1	0	0	1	5	5	5	2	2	2	0	0	0	0	0	5	7	7	14	
			フロンの使用抑制																																										0	0	4	
			自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入																								0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4	5	2	5	5	
			省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用																								0	0	0	1	0	5	5	5	5	2	2	2	0	0	0	1	3	3	8	11	10	
			建築物の断熱化																																							1	5	7	1	5	7	
			雨水利用や中水利用設備の導入																																							0	0	0	0	0	0	
			貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避																								0	1	0	0	0	4	3	2	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	7	6	4	
			回避できない場合は、自然環境の改変の少ない線形、形状や代替措置																								0	0	0	0	0	4	3	1	2	2	2	0	0	0	0				6	5	3	
			生物生息空間のネットワークの確保																								0	1	0	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0	0				3	3	2	
			自然改変の少ない施設、構造・工法の採用																								0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0				2	2	1	
			のり面、環境施設帯等を活用した生物生息空間の創出																																										0	0	0	
			のり面、水際等については、生物生息空間の確保																														0	0	0										0	0	0	
			道路・場内・施設照明、前照灯、誘導灯等による影響の低減																																				0	0	0				0	0	0	
			野生動物の生息・生育環境に配慮した夜間照明																																										0	0	0	
			干潟、藻場、磯場の保全																																										0	0	0	
工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧																								0	1	0	0	1	3	2	2	2	2	2	0	0	0	0				5	6	5				
生態系を維持するための適切な河川水量を確保																								0	1	0																0	1	0				
池など生物生息空間の創出																																				0	0	0				0	0	0				
多自然型川づくりにより、河川環境の保全・創出																								0	1	0																0	1	0				
快 適 な 生 活 空 間 の 創 造	歴史の景観の保全、 文化遺産の保護	歴史の景観の保全 文化遺産の保護	緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど道路、沿線の緑化																																													
			地場産素材、天然素材等の利用や植栽に努めるなど周辺景観と調和																								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	1	3	4	
			橋脚・施設等の色彩は周辺環境と調和																																										0	0	0	
			防波堤、堤防等の構造、形態、意匠及び素材等は周辺景観と調和																																										0	0	0	
			緑豊かな空間の維持・形成																														0	0	0				0	0	0	2	4	2	2	4	2	
			親水性護岸、景観保全護岸等																																										0	0	0	
			人がふれあえる水辺環境を創出																								0	0	0	0	0	0													0	0	0	
			のり面、水際等については、親水性や景観の保全																														4	4	3	1	1	1	0	0	0				5	5	4	
			倉庫、上屋などの建築物等は個性、風情の活用、周辺景観との調和																																										0	0	0	
			良好な景観を形成している樹木等の存置、移植、現存植生等を考慮した植栽等																								0	1	0	0	0	0	0	0	0										0	1	0	
			良好な道路景観や町並み等の快適な都市景観の創出に努める																																				0	0	0				0	0	0	
			動植物の生息・生育場である多様な水際線、河床等の維持・創出																								0	0	0	0	0	0													0	0	0	
			屋敷林、鎮守の森、里山などの保全																														0	0	0										0	0	0	
			施設内の緑化																																										0	0	0	
			防災性も踏まえたオープンスペースの確保																																										0	0	0	
電波障害、日照障害、風害の防止																																				0	0	0	2	6	2	2	6	2				
人の健康に配慮した内装材等の使用																																							2	5	7	2	5	7				
歴史の景観の保全																								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	2	3	0				
文化遺産の保護																								0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	2	0	1	0	1	1	1	1	4	4	3				
合 計																								1	15	5	1	8	8	70	66	62	33	32	31	10	7	0	34	68	87	149	196	193				

※灰色の欄は各事業種の環境配慮チェック表の対象外項目。

## 7 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表(平成27年度実績)

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)	県計画の項目※	具体的な事業等	関係課(室)名	実施事業等名称	関係課等の事業等の実施・進捗状況
水質汚濁の防止	<p>・水質総量規制制度等の実施(第6次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策、養殖漁業・農業・畜産の対策、藻場・干潟の保全及び再生、底質汚濁の除去(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善等)、赤潮対策)</p>	1(1)ア、イ	総量削減計画、生活排水対策、産業排水対策	環境県民局環境保全課	水質汚濁防止法等施行業務、窒素・磷削減指導、生活排水対策	水質総量規制制度等の実施(第7次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策)
		1(1)ア	「広島県水適正処理構想」等に基づく下水道等の生活排水処理施設整備	環境県民局循環型社会課 土木建築局下水道公園課 農林水産局農業基盤課 土木建築局港湾漁港整備課	・浄化槽設置整備事業 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助 ・公共下水道整備事業 ・流域下水道整備事業 ・農業集落排水事業 ・漁業集落環境整備事業(農山漁村地域整備交付金)	・浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助 下水道普及促進事業 農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全を行い、農業被害の軽減や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を図る。 漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する
		1(1)イ	広島県環境保全融資制度	環境県民局循環型社会課	広島県環境保全融資	中小企業者等への汚水処理施設設置又は改善に必要な資金を融資する。(平成23年度から新規融資休止中)
		1(1)ウ	養殖漁業・農業・畜産対策(資源循環型畜産確立基本方針)	農林水産局畜産課 総務局研究開発課(総合技術研究所)	資源循環型畜産推進指導事業 フオグラハグの低リスク養殖の普及および品質保持方法のマニュアル化(平成27-28年度研究成果移転促進事業)	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき畜産環境問題発生時に畜産農家等へ重点指導を行うとともに、定期的な巡回指導を行う。また、家畜排せつ物の適正な処理及びリ活用促進のため、啓発及び情報提供を行う。 フオグラハグの低リスク養殖の普及および品質保持方法のマニュアル化(平成27-28年度研究成果移転促進事業)
		1(1)エ	藻場の保全及び再生	農林水産局水産課	水産基盤整備事業等	藻場・干潟の造成等藻場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る
		1(1)オ	藻場・干潟の保全及び再生	土木建築局港湾漁港整備課	海域環境創造事業	人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する
		1(1)カ	底質改善(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善を含む。)	環境県民局環境保全課	自然環境の保全と活用	
		1(1)キ	赤潮対策	農林水産局水産課	赤潮貝毒漁場環境監視事業	漁場環境保全のための基礎調査(水質・プランクトン等)及び漁業者への情報伝達や普及啓発を実施
		1(2)	ダイオキシンの排出削減	環境県民局環境保全課	有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排出水の行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施する。
			PCB廃棄物の適正処理等	環境県民局産業廃棄物対策課	PCB廃棄物処理促進推進	「広島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び円滑な処理を推進
	<p>・有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減、PCB廃棄物の適正処理等)</p> <p>・油等による汚染の防止(船舶及び陸上からの油等の排出防止、排出油防除体制の整備等)</p>	1(3)ア	船舶及び陸上からの油等の排出防止	土木建築局港湾振興課	船舶及び陸上からの油等の排出防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を行う
		1(3)イ	事故による海洋汚染の未然防止	土木建築局港湾振興課	事故による海洋汚染の未然防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を行う
		1(3)ウ	排出油等防除体制の整備	土木建築局港湾振興課	排出油等防除体制の整備	・油処理資材等の備蓄及びこれらを使用した流出油処理 ・原因者の防除作業の指導 ・関係機関等との連携
		1(3)イ、ウ	石油コンビナート等災害防止法に基づき、油等の流出防止対策及び流出事故対策	危機管理監消防保安課	石油コンビナート等災害防止法に基づき、油等の流出防止対策及び流出事故対策	石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進及び排出油等の流出拡大対策
		1(3)ウ	広島県水質事故対策要領に基づく対応	環境県民局環境保全課	水質汚染事故対策	広島県危機対策運営要領(水質汚染事故)に基づき、事故時に関係機関と協働し迅速な対応をするとともに、危機管理体制の確立を図る。
		1(3)エ	環境保全対策の充実	環境県民局環境保全課		脆弱沿岸海域の活用、自然環境の観測データの蓄積
	自然景観の保全	<p>・自然公園等の保全(県自然環境保全地域の指定等)</p>	2(1)	自然公園等の保全・管理	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業
2(2)ア			良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の確保	土木建築局技術企画課 農林水産局森林保全課	採石法及び採石条例の適切な運用 保安林制度及び林地開発許可制度	林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行の確保を図るため、採石条例の適切な運用を図る。 森林法に基づき、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。
<p>・緑地等の保全(保安林の整備等による健全な森林の保護育成等)</p>		2(2)イ	沿岸地域及び島しょにおける緑地の確保	土木建築局下水道公園課	都市公園整備事業	
				土木建築局港湾漁港整備課	港湾環境整備事業	港湾内における緑の確保や港湾の修景、ならびに港湾内就労者の休息や周辺住民の余暇活動の場として緑地を整備する
				土木建築局港湾漁港整備課	漁業集落環境整備事業(農山漁村地域整備交付金)	溜みのある漁業集落の形成、防災安全の確保を図るための緑地の整備
				農林水産局森林保全課	2(2)ア再掲。 森林法に基づき、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。	
<p>・緑地等の保全(保安林の整備、森づくり県民林の活用等による健全な森林の保護育成等)</p>		2(2)ウ	ひろしまの森づくり事業、森林病虫害の防除	農林水産局森林保全課	ひろしまの森づくり事業(環境貢献林整備事業) ひろしまの森づくり事業(交付金事業) ・森林病虫害駆除事業 ・ひろしまの森づくり事業(森林病虫害被害対策事業)	15年以上手入れが十分されないまま放置され、緊急に整備が必要となすスギ・ヒノキの人工林について、間伐等を実施し人工林の健全化を図る。 土砂災害防止、生物多様性の保全等を目的として放置された里山林を整備するほか、住民団体・NPO法人等が自ら企画・立案・取組を行う森林保全活動等を支援する。 保安林等公益的機能が高い森林を対象に、松くい虫、その他森林病虫害等の的確な防除を実施し、森林の保全を図る。
				2(2)エ	緑化修景措置	
<p>・史跡・名勝・天然記念物等の保全</p>		2(3)	国・県指定文化財保護の取組	教育委員会管理部文化財課	文化財保存事業費補助金	国・県指定文化財の管理及び保存修理等
				<p>・海ごみ等の除去(瀬戸内海海ごみ対策検討会との連携、住民参加による海岸の清掃等)</p>	2(4)	海ごみ等の除去
環境県民局循環型社会課	地域廃棄物対策支援事業	市町等が実施する海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処理、回収困難場所の作業委託等(住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る。)に対し、補助金を交付する。				
		太田川水系河川の美化活動	土木建築局道路河川管理課	クリーン太田川	国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃を行う	



区 分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)			関係課(室)名	実施事業等名称	関係課等の事業等の実施・進捗状況	
	対策内容	県計画の項目	具体的な事業等				
自然景観の保全	<p>・その他の措置(景観法による地域の特色ある景観行政の推進、放置艇禁止区域の拡大、FFP船リサイクルシステムの活用による廃船処理等)</p>	2(5)ア	景観法による地域の特色ある景観行政の推進	環境県民局環境保全課	景観行政団体への移行促進	瀬戸内海の自然景観等、地域の自然的・社会的特性を活用した独自の景観計画を策定することにより、地域に密着したきめ細やかな景観施策の実現を図るため、市町の景観行政団体への移行を促進する。	
		2(5)イ	関係法令等に基づく環境影響評価等の適正運用	環境県民局環境保全課	環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、港湾法、公有水面埋立法、水面の占有に係る法令等(漁港漁場整備法等)に係る審査、事前相談等	①環境影響評価法・条例規模の案件について、環境影響評価書を技術審査会において審査し、県知事意見を述べ、事業者の自主的な環境配慮を推進する。 ②公有水面埋立法等の場合、県の港湾部局から申請書に添付される「環境影響に関する図書」について審査の依頼があるので、環境保全措置が実施されているかの観点から審査し、指導する。 ③水域の占有に係る法令等について、事前相談があるので環境保全上の意見を述べ、関係部局と相談して指導する。	
		2(5)ウ	水域の適正利用・放置艇対策・廃船リサイクルシステムの推進(FFP船リサイクルシステムの活用による廃船処理)、放置艇禁止区域の拡大	土木建築局港湾振興課	・法令に基づく海域利用の規制 ・所有者不明沈没廃船処理	・法令に基づく海域利用の規制 ・所有者不明沈没廃船処理	・法令にもとづく海域利用の規制(占有許可制度等) ・放置艇の集積が高い地域から、順次「保留保管計画」を策定し、段階的に保留・保管施設を整備 ・放置艇禁止区域を拡大し、禁止区域内の放置艇に対する除去指導を実施 ・FFP船リサイクルシステムを利用した所有者不明の廃船処理の実施及び中国運輸局を事務局とした中国地区廃船処理協議会に参加し、同システムの広報等を支援
			河川における放置艇対策	土木建築局道路河川管理課			県管理河川区域は、重点的撤去区域の指定をほぼ完了し、撤去指導を実施している。今後は、他の水域管理者と連携しながら、不法係留艇の掃捕を目指し、各種対策を強化・推進する。
		2(5)エ	自然海岸の保全				
浅海域の保全	<p>・藻場及び干潟等の保全等(法令に基づく藻場の保全、藻場・干潟の造成等)</p> <p>・自然海岸の保全等(自然海岸保全地区の指定、広島県沿岸海岸保全基本計画による親しまれる海岸の整備等)</p>	3(1)	水産基盤整備事業等(広島漁港整備事業、漁場環境保全創造事業)	農林水産局水産課	水産基盤整備事業	1(1)工再掲 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る。	
		3(2)	海域環境創造・自然再生等事業	土木建築局港湾漁港整備課	海域環境創造事業	1(1)工再掲 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する	
		3(2)ア	規制の徹底と指導、取締りの強化	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業	自然海岸保全地区の指定による海岸の保全	
		3(2)イ	「いきいき・海の子・浜づくり」事業	土木建築局港湾漁港整備課		安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに自然体験活動・環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺における自然・社会教育活動等を安全に楽しめ、また、都市・農漁村及び世代間の交流の場となる海岸を創造する。(平成21年度事業完了)	
		4	採取禁止措置の堅持、採取跡地周辺での漁礁設置・増殖場造成等	農林水産局水産課	漁場基盤改良事業	海砂利の採取等により漁場の効果が低下している海域に、魚礁等を設置して漁場基盤を整備する。	
ひる廃棄物の処理の確保	<p>・瀬戸法の基本方針に沿った環境保全への配慮、環境への影響の回避・低減、代償措置の検討等</p> <p>・広島県廃棄物処理計画に基づく廃棄物の発生抑制・減量化・産業廃棄物埋立処分による排出量・埋立処分量の抑制・産業廃棄物埋立処分による排出量・埋立処分量の抑制・処理施設の整備、監視等の強化等</p>	5	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	土木建築局港湾振興課	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	公有水面埋立法に定める免許基準等に基づく審査の実施	
		6(1)	びんごエコタウン構築の推進	環境県民局循環型社会課	びんごエコタウン推進事業	リサイクル企業向け用地「びんごエコ団地」を分譲する。また、立地する企業に対して助成支援を行う。	
		6(2)	循環型社会形成推進交付金事業	環境県民局循環型社会課	循環型社会形成推進交付金事業	市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。	
		6(3)	最終処分場の整備	環境県民局産業廃棄物対策課	産業廃棄物最終処分場の整備	適正処理の推進を図るためには、埋立処分が必要となるため、埋立処分場の確保に努める。	
		6(4)	監視等の強化(車両、船舶、ヘリコプターによる不法投棄等の監視、事業者及び処理業者への監視指導)	環境県民局産業廃棄物対策課	産業廃棄物適正処理監視等推進事業	陸域、海上、空から不法投棄等の監視を行うとともに、事業者及び処理業者に対する監視を徹底する。	
健全な水循環機能の維持・回復	<p>・藻場・干潟等の浅海域の保全、人工干潟の整備等による浄化能力の向上</p> <p>・農地・森林の適切な維持管理、河川等の地下浸透への配慮、流量の確保、河川の水環境対策</p>	7(1)	藻場の保全及び再生	農林水産局水産課	水産基盤整備事業等	1(1)工再掲 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る。	
		7(2)ア	水源地域整備事業	農林水産局森林保全課	水源地域整備事業	1(1)工再掲 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する	
		7(2)イ	河川等の地下浸透への配慮、流量確保等	土木建築局河川課	単独河川改良事業等(河川等の地下浸透への配慮、流量確保等)	水源かん養機能や土砂流出・崩壊防備機能等の保安のための機能回復を図るため、水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備を実施する。	
		7(2)ウ	河川の水環境対策	土木建築局河川課	単独河川維持修繕事業(河川の水環境対策)	河川全体の自然の営みを視野にこけ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創造するために全ての改良事業で地下浸透への配慮・流量の確保、河川の水環境対策を行なう	
		8	人が海とふれあい親しまれる場の確保等	農林水産局水産課、土木建築局港湾漁港整備課	海域環境創造事業 水産基盤整備事業	芦田川水環境改善緊急行動計画の取組の一環として、瀬戸川浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める	
下水道等の整備の促進	<p>・自然環境、景観の保全と地域の活性化等</p> <p>・下水道、農業(漁業)集落排水処理施設、し尿処理施設の整備 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備 ・し尿処理施設の整備</p>	9	自然公園等の保全・管理	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	2(1)の再掲、県自然環境保全地域等の指定による保全指定に伴う行為制限に対する補償等	
		10(1)	下水道整備事業	土木建築局下水道公園課	・公共下水道整備事業 ・流域下水道整備事業	1(1)ア 再掲 下水道普及促進事業	
		10(2)	浄化槽設置整備事業	環境県民局循環型社会課	・浄化槽設置整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	1(1)アの再掲、浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する設備元金償還費補助	
		10(3)	農業集落排水施設整備事業	農林水産局農業基盤課	農業集落排水事業	1(1)アの再掲、農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全を行い、農業従事者の経費削減や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を図る。	
		10(4)	循環型社会形成推進交付金事業	環境県民局循環型社会課	循環型社会形成推進交付金事業	1(1)ア再掲 漁港背後の農業集落における生活環境の改善を図り、水産業の振興を後とした漁村の健全な発展に資する 6(2)再掲、市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。	
等の海汚泥及び除け	<p>・河川・海域の底質調査、生活環境に影響を及ぼす底質の除去、底泥の浸透による海域・河川環境の保全等</p>	11	河川改良	土木建築局河川課	単独河川改良事業等	河川環境悪化の原因となっている汚泥を除去し、底質改善を図るため、産学官が一体となって技術開発を行う。県管理河川にて実証実験を行い、河川の底質・水質等の改善効果について評価・検証する	
		12	漁場環境保全	農林水産局水産課	漁場環境保全創造事業	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場所の環境改善を図る。	
測定等	<p>・河川・海域の水質常時監視、ダイオキシン類による環境汚染の状況把握、工場等の監視体制の強化等(水質情報管理システム、発生源テレメータシステムの質的向上)</p>	12	水質常時監視 ・発生源水質連続測定データの監視	環境県民局環境保全課	・水質常時監視 ・発生源水質連続測定データの監視	・水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、常時監視を行っている。 ・協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を行うことにより、水質汚濁防止法・協定の遵守状況を確認している。	

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)			関係課(室)名	実施事業等名称	関係課等の事業等の実施・進捗状況
	対策内容	県計画の項目※	具体的な事業等			
環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究、広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発、生態系のモニタリング調査の推進等	13	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究	総務局研究開発課(総合技術研究所)	総合技術研究所における調査・研究開発及び技術移転の実施	・広島湾内の移植アモモ場のモニタリング調査を防災へ活用して実施した。平成17年の試験移植以来、年々藻場面積の拡大を確認してきたが、平成28年度の調査で面積の拡大の停止を確認。藻場がほぼ安定したものと推察している。平成27年度の調査でも藻場面積が変動なく安定していることが確認できた。また平成27年度から尾道市向東町地先海域に県営藻場造成事業で造成したアモモ場のモニタリング調査も開始した。 ・2年連続して続いてきたカキ天然採苗不調対策としてH17-19年度に実施した、「海水流動モデルを用いたかき採苗技術研究」結果に基づき、広島湾奥部へ産卵用母貝筏を確保する案を行政施策へ提案して実行した結果、必要数のほぼ100%の稚貝確保に成功した。
			・広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発	環境県民局環境保全課	瀬戸内海水環境等調査	瀬戸内海の浅海域における潮間帯生物の状況や生息環境等といった総合的な環境調査を住民等との協働で行い、データを収集し、瀬戸内海の水環境の状況を把握する(平成19~21年度、平成21年度事業終了)。調査結果を住民等へフィードバックすることにより瀬戸内海の保全に対する意識の高揚を図る。また、住民等が主体となつて簡易かつ効率的に実施できるような生物調査方法を確立し、地域を主体とした生物多様性の保全を図れるよう、普及・啓発を目指す。
			・生態系のモニタリング調査の推進	環境県民局環境保全課	瀬戸内海水環境等調査	瀬戸内海の浅海域における潮間帯生物の状況や生息環境等といった総合的な環境調査を住民等との協働で行い、データを収集し、瀬戸内海の水環境の状況を把握する(平成19~21年度、平成21年度事業終了)。調査結果を住民等へフィードバックすることにより瀬戸内海の保全に対する意識の高揚を図る。また、住民等が主体となつて簡易かつ効率的に実施できるような生物調査方法を確立し、地域を主体とした生物多様性の保全を図れるよう、普及・啓発を目指す。
環境教育・環境学習の推進	・広島県環境学習推進実施計画に基づく環境教育、環境学習の普及拡大・瀬戸内海の環境保全の啓発、瀬戸内海を里海として再生する意識の醸成・せとうち海援隊、マイロード、ラブリバー等の環境保全団体への支援等	14	環境保全活動・環境学習機会の充実及び取組の普及拡大	環境県民局環境政策課	環境保全アドバイザー制度 環境学習指導者派遣支援制度	地域で実施される環境学習や環境保全活動で、助言・指導を行うことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援する。・派遣の実施。
			環境学習の推進	教育委員会教育部義務教育指導課	環境学習の推進	小学校及び中学校における総合的な学習の時間などの活用による環境学習の推進
			環境学習の機会の充実	教育委員会教育部生涯学習課(福山少年自然の家)	環境教育プログラムの提供等	身の回りにある樹木に目を向けながら、自然にまつわる不思議を感じ思育する「追跡イキキング」や「グリーンアトベンチャー」を環境教育プログラムとして利用団体に提供する。
			人材の育成	教育委員会管理部教職員課 教育委員会教育部義務教育指導課	教員研修の推進	児童生徒の発達段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図る。
			せとうち海援隊	環境県民局環境保全課	せとうち海援隊支援事業	海域の自然環境を良好に維持していくため、県内の海浜等で、清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、回収ゴミの処分、活動状況のPR等)
			住民と行政との協働体制による道路の美化活動支援事業	土木建築局道路河川管理課	広島県アダプト制度(マイロード・システム)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(マイロード・システム)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する
			住民と行政との協働体制による河川の美化活動支援事業	土木建築局道路河川管理課	広島県アダプト制度(ラブリバー制度)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の一級河川・二級河川における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(ラブリバー制度)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する
の提供・情報提供	・ホームページ等による情報提供、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷量の削減の取組み等の広報	15	広報	環境県民局	広島県環境県民局HP「エコひろしま」による情報提供	
広域的な連携の強化等	・瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会等との広域的な連携及び情報交換、太田川流域振興協議会、広島湾再生推進会議等と連携した環境保全施策の推進等	16	瀬戸内海広域連携推進事業	環境県民局環境保全課	瀬戸内海環境保全知事・市長会議等	瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通して関係府県等との連携・情報交換を図っている。
			広島湾再生推進会議等による取組	国土交通省中国地方整備局が中心となって事業を実施(推進会議委員(広島県):政策企画部長、環境県民局長、農水産振興部長、都市局長)	広島湾再生推進会議等	広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係市町及び関係地方公共団体等が協力して、陸域と海域が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画を策定し、これを推進することを目的とする。
			健やかな流域づくり事業(黒潮川モデル)	環境県民局環境保全課	健やかな流域づくり事業(黒潮川モデル)	森林、農地、市街地、河川、海域などを一体的な水循環系とし、「健全な水環境の維持・回復」をコンセプトとし、住民の参加による総合的・広域的な取組みを誘導・推進することを目的に、先行モデルケースとして「黒潮川」流域を選定した。住民参加によるワークショップ等を中心に検討を行い、他の流域への拡大を目指して実施し、一定の成果が得られた。(平成20年度事業終了)
			太田川水系河川の美化活動	土木建築局道路河川管理課	クリーン太田川	2(4)の再掲。 国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃を行う。

※県計画の項目:「第5目標達成のため講ずる施策」参照

## 8 せとうち海援隊認定団体

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポーターネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	N T T ドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジ子どもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	特定非営利活動法人佐伯帆走協会	廿日市市ポートパーク周辺(廿日市市ほか)
	広島市立似島小学校	大黃湾(広島市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川, 海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜, 大黃湾(広島市)
	広島干潟生物研究会	太田川緑地, 猿猴川河口他(広島市)
	自然環境ネットワーク SAREN	倉橋島(呉市), 宮島(廿日市市)ほか
	宮島未来ミーティング	腰細浦, 包ヶ浦(廿日市市)
呉	海越女性会	海越地区海岸(呉市)
	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(呉市)
	ひろしま自然の会	呉市周辺の海岸(呉市)
	呉市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野, 白潟(呉市)
	S S F C 海辺の清掃実行委員会	呉市内の海岸(呉市)
	呉市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(呉市)
	呉市立吉浦中学校	狩留賀浜(呉市)
	永田川カエル倶楽部	永田川, 鹿川湾(江田島市)
	呉市立広南小学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市立広南中学校	呉市広長浜(呉市)
東広島	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸, 忠海高校前海岸(竹原市)
尾三	くる <sup>2</sup> (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上, 佐木, 向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸, 下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	浦島漁業協同組合	浦崎町内海岸, 百崎町内海岸(尾道市)
福山	環境市民ネットまつなが	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜, しゃごしの浜, 家廻の浜(福山市)
	特定非営利活動法人しまなみの心	備後灘, 燧灘海域の海岸(福山市)

資料：県環境保全課



## 9 こどもエコクラブ数, メンバー数

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
メンバー数	1,153	1,457	1,447	1,439	972	941	1,542	4,415	2,457	3,118	2,249
サポーター数	226	311	277	246	182	178	254	554	537	666	543
クラブ数	64	85	84	82	55	42	49	77	49	53	47

資料：県環境政策課

## 10 緑の少年団, 団員数

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
団員数	2,873	2,779	2,525	2,596	2,396	2,497	2,566	2,462	2,843	2,795	2,949
団 数	41	39	38	37	36	34	37	38	35	36	34

資料：県森林保全課

## 11 国指定・県指定文化財等件数一覧

(平成28年3月31日現在)

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計
種 別 (種 類)		件数	種 別 (種 類)		件数	
国 宝	建 造 物	7				7
	絵 画	2				2
	工 芸 品	9				9
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	1				1
小 計		19				19
重 要 文 化 財	建 造 物	56	重 要 文 化 財	建 造 物	45	101
	絵 画	11		絵 画	50	61
	彫 刻	42		彫 刻	90	132
	工 芸 品	55		工 芸 品	54	109
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	18		書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	51	69
	考 古 資 料	4		考 古 資 料	17	21
	歴 史 資 料	4		歴 史 資 料	4	8
小 計		190	小 計		311	501
重 要 無 形 文 化 財		0	無 形 文 化 財		3	3
重 要 有 形 民 俗 文 化 財		7	有 形 民 俗 文 化 財		5	12
重 要 無 形 民 俗 文 化 財		4	無 形 民 俗 文 化 財		67	71
記 念 物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝	1	記 念 物			1
	特 別 史 跡	1				1
	特 別 名 勝	1				1
	特 別 天 然 記 念 物	1				1
	史 跡	24		史 跡	125	149
	名 勝	7		名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15		天 然 記 念 物	118	133
				名 勝 天 然 記 念 物	1	1
小 計		50	小 計		250	300
重 要 伝 統 的 建 造 物 群		2				2
合 計		272	合 計		636	908
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
文 登 録 記 念 物	登録有形文化財					154
	登録記念物					3

資料：県文化財課

## 12 都市公園整備現況

(平成27年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,662	395.30
	近隣公園	107	212.21
	地区公園	26	136.14
	計	2,795	743.65
都市基幹公園	総合公園	28	426.23
	運動公園	20	290.35
	計	48	716.58
特殊公園		29	658.97
広域公園		5	291.15
都市緑地・緑道		166	198.96
国営公園		1	338.80
計		201	1,487.88
合計		3,044	2,948.11

資料: 県下水道公園課

(注1) 特殊公園には、風致公園, 歴史公園, 動・植物公園, 墓園を含む。

(注2) 都市緑地・緑道には、緩衝緑地, 都市緑地, 広場公園, 緑道, カントリーパークを含む。

### 13 県・市町の環境保全関係規程等

#### (1) 県

区 分	名 称	
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	そ の 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびに燐及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
環境整備	廃棄物・リサイクル	広島県産業廃棄物物理立税条例 広島県産業廃棄物物理立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
	浄化槽	浄化槽法施行細則 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化製場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
自然保護	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然海浜保全条例 広島県自然海浜保全条例施行規則
	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温 泉	広島県温泉法施行細則
	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
景 観	ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準	
国土利用	広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱	
広島県環境基本計画 広島県地球温暖化防止地域計画、広島県地球温暖化対策実行計画 広島県廃棄物処理計画		

## (2) 市町(条例)

市町名	条例の名称
広島市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ばい捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ポイ捨て等防止に関する条例 呉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例
竹原市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例
三原市	三原市環境基本条例 きれいな三原まちづくり条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 三原市大和まちづくり景観条例
尾道市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 尾道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福山市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
府中市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三次市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ポイ捨て等禁止条例 三次市景観条例
庄原市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例
大竹市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
東広島市	東広島市環境基本条例 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例
廿日市市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例
安芸高田市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続に関する条例 安芸高田市環境基本条例
江田島市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 江田島市環境基本条例
府中町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
海田町	海田町美しいまちづくり条例
熊野町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂町	坂町環境美化の推進に関する条例 坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例
北広島町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
世羅町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

### (3) 市町（計画）

市 町 名	計 画 の 名 称
広島市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策地域推進計画 広島市役所環境保全実行計画 広島カーボンマイナス 70 —2050 年までの脱温暖化ビジョン— 広島市景観計画
呉市	呉市環境基本計画 呉市地球温暖化対策実行計画
竹原市	竹原市環境基本計画 竹原市地球温暖化対策実行計画
三原市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画
尾道市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画
福山市	福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画
府中市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画
三次市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画
庄原市	庄原市環境基本計画 庄原市地域新エネルギービジョン
大竹市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画
東広島市	東広島市環境基本計画 東広島市地球温暖化対策地域推進計画 東広島市役所地球温暖化対策実行計画 東広島市地域新エネルギービジョン
廿日市市	廿日市市環境基本計画 廿日市市地域省エネルギービジョン 廿日市市地域新エネルギービジョン 廿日市市景観計画
安芸高田市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市地域省エネルギービジョン 安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョン
江田島市	江田島市地球温暖化対策実行計画 江田島市環境基本計画
府中町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画
海田町	海田町環境基本計画 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
熊野町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン
坂町	坂町地球温暖化対策実行計画
安芸太田町	安芸太田町地域新エネルギービジョン
北広島町	北広島町地域新エネルギービジョン
大崎上島町	大崎上島町地域新エネルギービジョン
世羅町	世羅町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 世羅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 世羅町地域新エネルギービジョン
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン

※ この他に、各市町（一部事務組合）一般廃棄物処理基本計画が定められています。